

橿原公苑陸上競技場、明日香庭球場ネーミングライツ・パートナー募集に係る質問及び回答

質 問	回 答
<p>①スポーツ施設としての適合性： 「施設がスポーツ施設であることがわかるもの」とありますが、具体的にどのような要素が求められるのか。（例えば、「〇〇スタジアム」や「〇〇アリーナ」といった名称が必須か）</p>	<p>具体的には「企業名等+〇〇陸上競技場」「企業名等+フィールド」「企業名等+テニスコート」等、愛称だけで「陸上競技場」や「テニスコート」であることが分かる愛称を想定しています。</p>
<p>②看板の表示変更、及び看板設置場所 ・陸上競技場の 正面の看板も命名権者の費用負担で変更できるのでしょうか？ ・上記以外に看板を設置できる場所やサイズはご教授願います。 例：さとやくスタジアム 正面入り口 スコアボード ジェイテクトアリーナ 正面入り口 階段ほか</p>	<p>・正面の看板について、命名権者の費用負担で変更可能です。（なお、陸上競技場の場合は「橿原市屋外広告物条例」、明日香庭球場の場合は「奈良県屋外広告物条例」を遵守しての設置となります。） ・その他の施設敷地内の看板についても設置可能です。大きさ・デザイン・場所等、施設管理・運営に支障が出ないよう、事前に県とご相談願います。</p>
<p>③広告物の表示変更について 広告物の表示変更について、県が負担するものと命名権者が負担するものの具体的な線引きを知りたい。（例：県の印刷物やWebサイトの変更費用は県が負担していただけるのか？など）</p>	<p>「募集要項（４）費用負担」のとおり、県が新たに発行する印刷物や県のホームページの変更にかかる費用は県が負担します。その他、インターネットの地図サイト（ヤフー、ゼンリン、タウンページなど）には、施設名称の表示変更依頼を県から行っています。</p>
<p>④施設内での広告・イベント実施の可否： 契約者が施設内で広告やプロモーションイベントを実施することは可能か。また、その場合の規模や方法について制限はあるか。</p>	<p>施設利用料をご負担いただいたうえで、命名権者主催のイベント実施は可能です。広告・イベントの実施については、施設管理・運営に支障が出ないよう、事前に県とご相談願います。</p>